



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 58(2), 465 [955]-467 [957]
Issue Date	2007-07-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28037
Type	bulletin (other)
File Information	58(2)_465-467.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学会記事

〇二〇〇七年三月二十六日(月) 午後一時半より(附属高等法政

教育研究センター主催)

「アジアにおける思想と法の連鎖をめぐって」

報告者 島田 弦

(名古屋外国語大学講師)

山室 信一

(京都大学人文科学研究所教授)

出席者 二七名

本シンポジウム「アジアにおける思想と法の連鎖をめぐって」

は、本法学研究科内の科研費基盤研究S「法のクレオール」と主体的法形成の研究」(研究代表者:長谷川晃)と共同で法学研究科附属高等法政教育研究センターが主催し、北大法学会の共催を得て開催された。本シンポジウムの基軸となっている

前記基盤研究Sは、様々な法的アクターの主体的活動を中心とする異なった法体系・法文化の相互融合過程たる「法のクレオール」を契機として法実践が形づくられてゆくという法の動態を、理論・制度・歴史の観点から立体的に把握しようという試みであるが、本シンポジウムはその研究の一環として、アジアにおける法の相互融合の有り様を思想や制度の連鎖過程において眺めてみようとするものであった。

このような見地から本シンポジウムの報告者として招聘されたのは、インドネシアにおける慣習法(アダット法)と宗主国たるオランダの法との相互作用を注視しながら東南アジアにおける法体系形成の諸相を理論化しようと研究を進めている気鋭の若手、島田弦・名古屋外国語大学講師と、東アジアにおける近代化の歴史経験の中での日本、中国、朝鮮、そしてタイなどに亘る思想と法制度の相互連鎖と新たな法空間形成の諸相に関する独創的研究で名高い、山室信一・京都大学人文科学研究所教授であった。両氏は、それぞれ、「インドネシアにおける『アダット法』概念の形成とオランダ法学」、「東アジアにおける思

想連鎖と法』—「法のクレオール」研究との交錯へ向けて—」
と題して報告をされ、それぞれについて質疑応答が行われた。

島田氏は、インドネシアにおけるアダット法の認識の形成が
現地の実際の慣行のみならずそれを体系化しようとしたオラン
ダ法学者の作業によってなされて来た様を分析した。島田氏は、
インドネシアのアダット法は本来地域ごとに異なる土地使用慣
行の集積なのであるが、それは特に一九世紀半ば以降のオラン
ダの植民地政策の展開の中でオランダ法学者によって自覚
的・意図的に体系化され、それが第二次大戦後のインドネシア
社会の中でも利用されてきていることを明らかにし、オランダ
の政治・外交の動きとアダット法の認識・実践とが連動してい
ること、特にインドネシアの慣行を尊重することがオランダの
植民地権益につながったことや、その際にライデン大学を中心
とするオランダの歴史法学の展開が重要な意義を持っていたこ
となどを挙げた。また、質疑応答の中では、オランダの植民
政策と法制度運用の関係や、オランダにおける保守主義と自由
主義との対立が些か捻れた形でインドネシアの慣行の受容と拒
絶に結びついていたことの意義、第二次大戦後のインドネシア
社会の独立過程におけるオランダ法利用の変遷などが特に議論
の的となった。

山室氏は、日本を中心とする東アジア全体の近代化過程の中
で書籍、留学生、外国人教師、国際結社などが主要なアクター
として媒介した思想連鎖の有り様を明らかにすることで、法制
度の相互融合も促進された様子を論じられた。ここでは特に日
本の近代化過程に関して、和魂洋才による異質なものの受容、
平準化や類同化、そして固有化による法の重層化の下に、国際
法への参加、法典編纂、そして植民地支配による「国民帝国」
の形成といった近代日本の展開の特徴が検討された。また、そ
こでは、日本の法制度に現れた培地依存性、法空間の位階化と
人の選別、法言語の相互融合（特に日本国憲法の起草過程にお
ける人の概念の翻訳に関する攻防）などが「法のクレオール」
にとって意義ある問題場面として示唆された。報告に続いた質
疑応答においては、特に一九三〇年代の日本における「国民帝
国」の形成と新たな法秩序たる圏域法の構想の展開についての
政治的評価、日本の西洋法継受の初発段階における中国文献の
影響、秩序空間形成の意義、翻訳を介した「法のクレオール」
のパラダイムなどをめぐって、山室報告の含意が多角的に質さ
れた。また、ここでは特に日本において条文中心の法理解が制
度展開の障碍となっており、権利保障を中心とする法の多面性
の理解が重要であることなどが強調された。

以上の二つの報告は、日本を含むアジアにおける法の動態的形成を考えるうえで貴重な視点を提供するものであり、本シンポジウムは極めて刺激に富むものとなった。

(文責 長谷川晃)